

介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション 事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人杉山会が開設する、デイケア・セェダ（以下「事業所」と表記する。）が行う、①介護予防通所リハビリテーションの事業 ②通所リハビリテーションの事業（①・②をあわせて以下「事業」と表記する。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1) 事業所の従業者は、要支援者、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 医療法人杉山会 デイケア・セェダ
②所在地 名古屋市名東区社台三丁目19番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者

- | | | | | |
|----------|----|------|----|------------|
| 1) 管理者 | 1名 | 常勤職員 | 1名 | * 病院と兼務 |
| 2) 管理者代行 | 1名 | 常勤職員 | 1名 | * 理学療法士と兼務 |
- 3) 管理者代行は、管理者に代行して事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業員

- | | | | | |
|----------|----|-------|----|-------------------------------|
| 1) 医師 | 1名 | 常勤職員 | 1名 | * 管理者と兼務 |
| 2) 理学療法士 | 8名 | 常勤職員 | 7名 | * うち、1名管理者代行と兼務
うち4名、病院と兼務 |
| | | 非常勤職員 | 1名 | |
| 3) 作業療法士 | 2名 | 常勤職員 | 2名 | * うち1名、病院と兼務 |
| 4) 介護職員 | 9名 | 常勤職員 | 3名 | |
| | | 非常勤職員 | 6名 | |
| 5) 看護職員 | 1名 | 常勤職員 | 1名 | |
| 6) 事務職員 | 1名 | 非常勤職員 | 1名 | |

従業者は、指定通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

①営業日

a)6-7時間

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

b)1-2時間

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日・12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間

午前8時30分から午後5時00までとする。

③ サービス提供時間

a)6-7時間

午前9時40分から午後3時50分までとする。

b)1-2時間

午前11時15分から午前12時30分までとする。

(介護予防通所リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 介護予防通所リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの利用定員は、次のとおりとする。

定員 (共同利用) 42名

a) 6-7時間 30名 b)1-2時間 12名

(介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーションの合計)

(介護予防通所リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーションおよび指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

①機能訓練

②入浴(一般浴・特殊浴)

③食事の提供

④ 健康チェック

⑤送迎

⑥ リハビリテーション提供体制加算-H30/4~

(理学療法士等体制強化加算)

⑦科学的介護推進体制加算R3/4~

⑧ リハビリテーションマネジメント加算(口) R6/6~

⑨ 短期集中リハビリテーション実施加算

⑩ 口腔機能向上加算Ⅰ・Ⅱ=R7/5~

⑪ 通所リハビリテーション入浴介助加算Ⅰ・Ⅱ-R3/4~

⑫退院時共同指導加算=R6/6~

⑬重度療養管理加算

⑭ 通所リハビリテーションサービス提供体制加算Ⅰ=R5/5~

⑮ 予防通所リハビリテーションサービス提供体制加算Ⅰ(介護予防)=R5/5~

⑯ 通所リハビリテーション送迎減算=H27/4~

⑰ 予防通所リハビリテーション利用開始日から12月超の利用の場合減算=R3/4~

⑱ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）=R8/6~

(利用料その他の費用の額)

第8条 ・事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

・次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、下記金額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 500円

② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 1,000円

・食費(昼食+おやつ)は、720円を徴収する。※希望者のみ

・カフェ代として、180円を徴収しおやつ時にコーヒー・紅茶・緑茶等を徴収する。※希望者のみ

・日用品費(ハンドソープ・ペーパータオル・消毒類等の消耗品等)として、50円を徴収する。※希望者のみ

・教養娯楽費(雑誌・園芸・教材・事務用品など)として、50円を徴収する。

※希望者のみ

・おむつ代は、使用に応じて、リハビリパンツMサイズ90円、同Lサイズ100円(テープ止め+10円)、ケアバット20円を徴収する。

・日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。(ガーゼ40円など)

・前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市名東区全域および同市千種区、同市守山区の以下に記載した区域とする。

<名古屋市千種区>

池上町、猪高町猪子石、鹿子町、鹿子殿、香流橋、希望ヶ丘、京命、桜が丘、汁谷、新西、竹越、千代が丘、千代田橋、東明町、徳川山町、日和町、猫洞通、東千種台、光が丘、富士見台、平和公園、星ヶ丘、御影町、宮根台

<名古屋市守山区>

四軒家、天子田、天神下、白山、原境町、本地が丘、向台、森孝、森孝東

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ①気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ②共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者(防火管理についての責任者を含む。)を定め、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練等を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④上記①から③までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、看護職員等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する

- ①採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- ②継続研修 年1回

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人杉山会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、
2006年 4月 1日から施行する。
2024年 6月 1日より変更する。
2025年 5月 1日より変更する。
2026年 6月 1日より変更する。
2026年 7月 1日より変更する。